

○厚生労働省令第百九十号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種法施行規則の一部を改正する省令  
予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>附則<br/>第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めめるものに対して、これを交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 被接種者の氏名及び生年月日その他予防接種証明書の利用に關し必要な事項</p> <p>二 被接種者が予防接種を受けた期日及び国</p> <p>三 予防接種に使用されたワクチンの種類及び製造販売業者の名称</p> <p>四 接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項</p> <p>五 予防接種証明書の発行者、識別番号及び発行年月日</p> | <p>附則<br/>第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、海外渡航その他の事情により、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めめるものに対して、これを交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> |

附則

この省令は、令和三年十二月二十日から施行する。